

令和5年度
三次市医療技術職員修学資金 修学生募集しあり

市立三次中央病院
病院企画課 病院企画係

三次市東酒屋町10531番地
TEL: (0824)65 - 0101 FAX: (0824)65 - 0150

修学生の資格条件

次のⅠ～Ⅴをすべて満たすこと

- I 助産師・看護師の医療技術職員養成施設に在学する者であること。
- II 将来、市立三次中央病院で医療技術職（助産師又は看護師）として勤務しようとする者であること。
- III 学業優秀で健康な者であること。
- IV 連帯保証人2人（身元確実な成年者であり、かつ、その内一人は、県内に居住すること。）を立てられること。
- V 医療技術職員養成施設の最終学年に在学する者であること。（令和5年度修学生限定要件）

修学金の貸付内容

I 修学金月額・貸付利率

貸付限度月額 50,000円（無利子）

II 貸付時期

申請受付期間	審査結果通知日	貸付月(予定)		貸付額
令和5年5月1日 から	随時審査終了後	初回	令和5年7月	4月から6月分の貸付月額の総額
		2回目	令和5年9月	7月から9月分の貸付月額の総額
		3回目	令和5年10月	10月から12月分の貸付月額の総額
		4回目	令和6年1月	1月から3月分の貸付月額の総額

III 貸付方法

貸付者本人名義の預貯金口座に振り込みます。

IV 貸付期間

貸付期間は、当該医療技術職員養成施設の正規の修学期間内とします。

申請手続き

所定の申請用紙で、次のとおり申請してください。

I 提出書類(申請時) ※市立三次中央病院 病院企画課から配付します。また、当院HPにも掲載しています。

- ① 修学資金貸付願書
- ② 医療技術職員養成施設の長の調書
- ③ 医師の健康診断書

II 受付期間

令和5年5月1日から令和5年7月31日

※受付期間終了後の申請を希望される場合は、直接お問い合わせください。

III 提出先

在学する医療技術職員養成施設を通じ市立三次中央病院病院企画課へご提出ください。

決定通知

I 選考結果

選考を経て決定し、申請者に選考結果を通知します。

II 提出書類(貸付決定後)

貸付決定通知を受けた方は、指定された期日までに次の書類を提出してください。

- ① 誓約書
- ② 口座振替依頼書

※ 貸付決定後、修学資金の貸付を辞退される場合は、「修学資金貸付辞退願」を提出してください。

貸付の停止・中止

次のようなときは、修学金の貸付を停止又は中止することがあります。

I 貸付の停止

修学生が休学したとき、学業成績不良となったときは貸付を一時停止します。休学は2年以内、成績不良は1年以内に改善されないと、貸付を中止する場合があります。

II 貸付の中止

次のいずれかに該当するときは、修学金の貸付を中止することができます。

- ① 医療技術職員養成施設を卒業する見込みが無くなったとき。
- ② 将来、市立三次中央病院で医療技術職（助産師又は看護師）として勤務する見込みが無くなったとき。
- ③ この制度に関する条例・規則に違反したとき。
- ④ 死亡又は行方不明になったとき。
- ⑤ その他修学生として適当でないと認めたとき。

III 貸付の取消し

偽り、その他不正な行為により修学金の貸付を受けたときは、貸付の決定を取り消し、すでに受け取られた修学金の額の全額を返還していただきます。

修学金の返還免除

I 返還の猶予・免除

次の場合、修学金の返還が猶予又は免除されます。

(1) 猶予

修学生であった者が次のいずれかに該当する期間については、申請により修学金の返還を猶予します。

- ① 市立三次中央病院において医療技術職員として勤務している期間。
- ② 市立三次中央病院において医療技術職員として勤務中業務上負傷等し、勤務ができなくなった期間。
- ③ 修学資金の貸付を中止された後、若しくは修学資金を辞退した後も養成施設に在学しているとき、又は養成施設を卒業後更に上級の養成施設に在学している期間。
- ④ 災害、盗難、疾病、負傷その他やむを得ない事由により、奨学金を返還することが著しく困難になったと認められるときであって、市長が指定する期間。

(2) 免除

修学生であった者が、次のいずれかに該当するときは、申請により修学金の一部又は全部を免除することができます。

- ① 修学生が、養成施設を卒業し1年内に医療技術職員の免許を取得し、市立三次中央病院で医療業務職員として業務に就業し、引き続き従事した期間が、修学資金の貸付を受けた月数の1.5倍以上の場合、全額免除。

【例】 貸付期間1年間(12ヶ月) 50,000円×12ヶ月=600,000円

市立三次中央病院で勤務期間18ヶ月(1年内に免許取得)で免除

- ② 退学又は卒業後、1年内に免許取得し、市立三次中央病院に就業従事中、死亡、心身故障等のため業務従事ができなくなった場合、全額又は一部免除。

II 返還が必要となる場合

貸付期間終了日翌月、又は貸付中止、辞退日翌月から1年間据え置き、その後貸付期間の2倍の期間をもって、3ヶ月に一回均等割による割賦の方法で、貸付総額に応じて返還していただきます。(全部又は一部の繰上返還をすることもできます。)

その他

I 異動届出

修学生(返還中の方を含む。)は、次のいずれかに該当するとき、その内容を届け出ることが必要です。(指定の用紙に記入、提出していただきます。)

- ① 修学生的氏名又は住所を変更したとき。
- ② 修学生が養成施設を休学・復学、転学、停学及びその他処分、退学、卒業したとき。
- ③ 保証人の氏名、住所に変更があったとき、又は保証人が死亡、破産宣告、その他保証人として適当でない事由が生じたとき。

お問い合わせは…

市立三次中央病院 病院企画課 病院企画係

三次市東酒屋町10531番地 TEL: (0824)65 - 0101 FAX: (0824)65 - 0150
(土日曜・休日を除く、8時30分～17時15分)